

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年5月27日(木) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 報告第4号 専決事項の報告について
日程第5 議案第9号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について
日程第6 議案第10号 令和3年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子

(教育委員)

教育長職務代理者 加 賀 爪 毅

委 員 中 筋 斉 子

委 員 小 山 栄 子

委 員 左 聡 一 郎

(出席職員職氏名)

部 長 伊 賀 和 彦 副 部 長 上 道 貴 志

教育支援センター長 林 口 泰 之 教育総務課長 栗 田 益 典

学校管理課長 吉 田 健 一 郎 生涯学習課長 齊 藤 政 也

学校教育課長 吉 田 秀 平 学校管理課副課長 佐 藤 勇 宏

生涯学習課副課長 渡 邊 聖 介 学校教育課副課長 藤 田 祥 尚

学校教育課主幹 垣 見 千 里

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 北 池 頭 子 教育総務課主任 前 田 圭 祐

開 会 (午後5時30分)

○**開会宣言** 教育長が5月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、小山委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

(1) 文教福祉常任委員会について(令和3年5月12日)

①宇治市教育振興基本計画の策定について

②宇治市総合野外活動センターの指定管理者の選定方法等について

(2) 令和3年度宇治市教育研究員事業について

(3) 令和3年度宇治市教職員研修講座について

(4) 「要望書」等について

(5) 宇治市教育委員会後援事業について

以上5件を報告する。

[説明]

(1) 文教福祉常任委員会について(令和3年5月12日)

①宇治市教育振興基本計画の策定について

主な質問として、徳永委員から今後少人数学級になることを計画内に反映させるのか、鈴木委員から教育ICTについて専門的な委員を入れるのか、岡本委員から計画期間について、委員構成について、宮本委員から計画の位置付けについて、アンケートの実施について、現在の計画の検証の必要性について等があった。

②宇治市総合野外活動センターの指定管理者の選定方法等について

主な質問として、徳永委員から利用料金制度について、大規模修繕があった場合の対応について、経営が赤字になった場合の補填について、浅井委員から公募をする理由について、5年ごとに人員が変わると人材育成ができないのではないか、不服申し立ての対象について、宮本委員から不祥事等があった場合の責任の所在について等があった。

[質疑] なし

(2) 令和3年度宇治市教育研究員事業について

研究員は、本市学校教育の充実・振興を図り、教職員の積極的な教育研究活動を推進するために、(1) 学校教育の現状と課題及び教育内容と指導方法に関する調査・研究(2) 生涯学習センターが実施する各研修講座の教材作成等の協力(3) 宇治市教育委員会が依頼する調査・研究を行っている。本市教育の重要課題である「学力向上」研究部会をはじめ、4つの研究部会を設置した。今年度は、各部会4から6名、総数20名の研究員に委嘱し、各部とも精力的な活動を期待しており、研究内容については、市内全教職員の力量となるよう周知を図る。特に、ICT教育の推進については、論理的に考えていく力、いわゆるプログラミング的思考の育成及びその指導方法等を研究するプログラミング教育研究部会と、昨年度整備した一人一台端末の活用法を調査研究する情報教育部に分けて進める。なお、例年であれば総会にて教育長より委嘱状を交付するが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全体総会を中止としている。今後、研究部会の内容によってはオンラインを活用するなど、感染症対策や教職員の働き方についても工夫を凝らして実施する。

[質 疑]

[委 員] 道徳の取組はなくなったのか。

[事務局] 過去に研究を実施したことに伴い、今年度から外した。

(3) 令和3年度宇治市教職員研修講座について

本市学校教育が抱える様々な課題について研修を深め、指導力の向上を図ることを目的として、教職員研修講座を計画している。今年度は、昨年度同様13講座を予定していたが、現時点において既に2講座を新型コロナウイルス感染症対策等により中止としている。内訳は、「職務や教職経験年数別研修講座」として、初任者を対象に教育力向上をねらいとした講座、中堅となる教員を対象にした人権教育に係る講座を計画している。管理職研修講座は、新着任の管理職に対して宇治市教育の理解を深めるべく計画していたが、今年度については、他市町からの新着任の管理職はなく、見送ることと判断した。次に「専門研修」として、学力向上にかかる「学校図書館活用講座」「学力向上研修講座」特別支援教育に係る講座、保幼小連携に係る講座を計画するとともに、プログラミング教育やGIGAスクール構想に関する情報教育に係る講座の実施を予定している。「柔道実技研修講座」については、緊急事態宣言をうけて適切な時期の実施が難しいために市講座としての実施を見送っている。他に、令和4年度中には全校実施となるコミュニティ・スクールに係る研修についても適宜進める予定である。教職員を参集しての実施については、新型コロナウイルス感染症対策を講じて慎重に実施していくことになるが、宇治市教員の資質能力の向上、質の高い教育の提供の観点から本市教育の喫緊の課題等について学ぶ研修の機会確保は重要と考えており、今後も内容等を精査して、開催実施を検討していく。

[質 疑]

[委 員] 7月に実施予定の人権教育研修講座について、7年目、12年目の教職員全員ということになっているが、府教育委員会のアンケート等で、教職12年以上でも人権研修をうけていない教職員がいるということがわかった。なんらかの理由で受講できなかった教職員も、受講できるようにする必要があるのではないか。

[事務局] 受講した教職員が校内でその内容を共有できるようにしていきたい。また、受講していない教職員に対して、門戸を広げられるよう調整していきたい。

(4)「要望書」等について

日本共産党宇治市会議員団から新型コロナウイルス感染症対策に関する申入れ（第7次）があった。

(5)宇治市教育委員会後援事業について

有限会社人形劇団京芸主催の夏休みファミリー人形劇「まんてんげきじょう」おひろめ公演他4件、計5件について後援した。

○日程第4 報告第4号 専決事項の報告について

[説 明] 本件について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定に基づき、専決処分を行い、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

まず、専決第3号「宇治市就学支援委員会委員の任命又は委嘱について」委員名簿記載の69名の委員の任命又は委嘱を決定した。

次に、専決第4号「宇治市立幼稚園就園支援委員会委員の任命又は委嘱について」委員名簿記載の12名の委員の任命又は委嘱を決定した。

[質 疑] なし

○日程第5 議案第9号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について

[説 明] 委嘱の任期は2年間で、令和5年5月31日までである。今回委嘱する委員は、議案書の名簿のとおりであるが、14名のうち、第9期に引き続き委嘱する委員が11名、再任の委員が1名、新任の委員が2名である。また、女性の委員は5名である。第10期宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について、分野ごと、あるいは年齢等において、バランスを考慮し、新規及び過去に委員経験のある方に就任を依頼し、委嘱するものである。

[質 疑]

[委 員] 委員の年齢層はどうなっているか。

[事務局] 35歳から73歳である。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第6** 議案第10号 令和3年6月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

教育長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 令和3年6月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から5月27日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としては、この内容に異議がないとするものである。議案は「令和3年度宇治市一般会計補正予算（第4号）」と、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」である。

まず、京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金及び豊かな森を育てる基金を活用した、小学校の木製備品整備に要する経費は、宇治市立小学校の特別教室に設置している児童用木製椅子を府内産木材を活用した椅子に更新するもので、1校あたり40脚（笠取小、笠取第二小は20脚）の設置に要する費用を歳出として1,512万円を計上するとともに、歳出額見合いの歳入予算を計上している。

次に、総合野外活動センターの指定管理に要する経費は、今年度末で指定管理期間が終了する宇治市総合野外活動センターについて、これまで、非公募で指定管理者を選定してきたが、令和4年度から8年度までの5年間の次期指定管理者を、公募によって選定することとしたところである。ついては、所要の5億4千800万円を5年間の債務負担行為として計上するものである。

続いて、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」、これまでから宇治市の歳入となる使用料を、指定管理者に対して、徴収事務の委託をしてきたところであるが、令和4年度以降は、指定管理者の収入とする利用料金制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

[質 疑]

[委 員] 木製の椅子の形状はどのようなものか。

[事務局] 背もたれがなく四角い形状である。

[委員] 素材は何か。

[事務局] ヒノキである。

[委員] 総合野外活動センター指定管理事業の指定期間が令和4年度から8年度までなのに対し、事業費の期間が今年度から8年度までなのはなぜか。

[事務局] 現在の指定管理の期限は今年度までなので、次の指定管理者は4年度から運営することとなるが、事業の期間としては契約準備のため今年度からとなる。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 教育長が5月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時00分)